Q1　日本眼科医会推奨眼鏡店制度の目的を教えてください。

公益社団法人日本眼科医会（以下、「日本眼科医会」という。）による推奨眼鏡店の推薦を通して眼科専門医と眼鏡作製技能士の在籍する眼鏡店との連携を強化することにより、眼鏡作製技能士の資格取得及び眼鏡店への配置の促進と眼鏡作製技能士の技能、資質及び倫理の一層の向上を図るとともに、眼科医療機関（眼科専門医）の眼鏡処方箋に基づく高品質で眼科学的に適切な眼鏡の提供を拡充し、もって国民の目の健康と眼鏡の快適な利用を促進することを目的としています。

Q2　推奨眼鏡店制度の運用について教えてください。

推奨眼鏡店の依頼があった場合、日ごろから連携の取れている眼科専門医の推薦に基づき、都道府県眼科医会、日本眼科医会、日本メガネ協会の三者が承認した場合に推奨証が発行されるものです。その運用については、日本眼科医会と日本メガネ協会が協力して行うものとします。

Q3　推奨眼鏡店の推薦要件を教えてください。

推奨眼鏡店の推薦要件は、次の全てを満たすこととします。

① 日本メガネ協会の小売店会員であること。
② 日本メガネ協会の会員であり、日本メガネ協会の生涯教育（リカレント教育）を継続して受けている眼鏡作製技能士が、少なくとも各店舗に１名以上在籍（常勤）していること。
③ 日本眼科医会会員の眼科専門医から推薦に必要な情報を取得していること。
④ 申請に際し、在籍する眼鏡作製技能士が一般的な知識を有すること。
⑤ 申請に際し、店舗の管理について責任を負う者が倫理的事項を遵守し、誓約・合意の上、署名すること。

Q4　眼鏡作製技能士に必要な一般的な知識とは具体的にどのようなものですか。

① 眼の状態（眼病・目の動き・視力）が疑わしい場合の眼科専門医への速やかな紹介および眼鏡処方箋による眼鏡調製。
② 幼児・学童に対する眼科専門医への紹介および眼鏡処方箋による眼鏡調製。
③ 遠用若しくは近用眼鏡を初めて作製する者の眼科専門医への紹介、検診の推奨。
④ 医行為、疾病等の診断に関する行為及びそれらに類する行為を行ってはならないこと。

Q5　店舗の管理について責任を負う者が遵守すべき倫理的事項を教えてください。

① 犯罪又は不正の行為を行わず、推奨眼鏡店としての品位を損する行為を行わないこと。
② 自社のホームページおよび広告媒体等で医行為、疾病等の診断に関する行為及びそれらに類する行為を行っている旨の記載を行わないこと。

③ 医行為、疾病等の診断に関する行為及びそれらに類する行為を行う資格があるかのような誤認・混同を招く態様で海外の資格を表示しない。海外の資格を表示する場合は、医行為、疾病等の診断に関する行為及びそれらに類する行為が行えないことを明記する。

④ 眼鏡店の経営母体が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という）ではなく、かつ、眼鏡店の従業員が反社会的勢力または反社会的勢力に自己の名義を利用させる者でないこと。

Q6　推奨期間及び更新について教えてください。

推奨期間は 3 年ないし 5 年を想定しており、制度運用が開始されてから日本眼科医会と日本メガネ協会が継続審議を行って決定する予定です。基本的に更新の場合には、推奨眼鏡店から日本メガネ協会へ申請をしてもらい、日本メガネ協会で確認を行っていただき、問題がある場合には日本眼科医会に確認をしてもらう予定です。

Q7　眼鏡作製技能士が異動をした場合にはどうなるのでしょうか。

眼鏡作製技能士が推奨眼鏡店から異動する場合には、異動届を日本メガネ協会に提出してもらい、継続して眼鏡作製技能士が在籍する場合には、推奨眼鏡店を継続するものとし、ある一定期間以上、眼鏡作製技能士が不在となる場合には推奨眼鏡店の取消しとなります。取消し後に再度新たな眼鏡作製技能士が着任した場合には、再度申請を出してもらうことになります。

Q8　推奨の手続きについて教えてください。

推奨眼鏡店制度の申請を行う眼鏡作製技能士は、日ごろから連携を取れている眼科専門医に推薦を依頼します。その時に「推薦者情報確認書」に基づいた内容を、推薦する眼科専門医から受託し、その内容を電子媒体申請書（申請フォーム）に入力すると、その内容が推薦する眼科専門医に送信されるので、内容を確認していただき、推奨に値するものであればご承認ください。その後、その内容が都道府県眼科医会、日本眼科医会、日本メガネ協会の三者に送付され、三者が確認を行い、推奨できると判断すれば推奨証が発行されます。都道府県眼科医会、日本眼科医会、日本メガネ協会は推奨の可否について意見を付することができます。

Q9　推奨眼鏡店となった場合は、どのように公開されるのでしょうか。

推奨を受けた眼鏡店は、推奨証を店頭に掲示していただく必要があります。また、日本眼科医会のホームページ上に推奨眼鏡店検索のリンクを設け、日本メガネ協会のホームページ上で公表します。

Q10　推薦すべきかどうか迷った場合や断ることが負担にならないでしょうか。

基本的に、申請者と推薦する眼科医が日ごろから連携が取れている場合にのみ、推薦していただくのが望ましいです。今までに付き合いのない申請者から依頼があった場合には、ある一定期間連携を取っていただき、信頼できるようであれば、推薦をご検討いただければと思います。

推奨眼鏡店制度については、日本眼科医会のホームページ（医療対策のページ）に資材やQ&A を掲載しておりますので、ご参考にしていただき、不明な点があれば日本眼科医会の医療対策までお問合せ下さい。

Q11　「連携が取れる」とは具体的にどのような状態を指すのでしょうか。

電話などで適宜連絡を取り合うことができる状態であることが望ましいです。

Q12　推奨を取消したい場合の基準と方法があれば教えてください。

推奨する条件を満たさなくなった場合には、推奨の取り消しができます。その場合、日本眼科医会の医療対策までご連絡をいただければ日本眼科医会から日本メガネ協会に取消しの連絡をいたします。

Q13　眼鏡作製技能士には１級と２級がありますが、２級でも推奨眼鏡店の要件に適いますか。

１級、２級いずれの眼鏡作製技能士も、倫理教育をしっかり受講しており、１級でも２級でも申請可としています。各都道府県での 1 級及び 2 級の眼鏡作製技能士の人数や所在については、日本メガネ協会の「かけごごち」というサイトで随時確認することができます。

Q14　日本メガネ協会の各都道府県の支部などはありますか。

日本メガネ協会は、各ブロックにエリアコーディネーターが設定されており、各都道府県においても担当者が決められています。具体的には日本眼科医会のホームページ（医療対策）に名簿が掲載されておりますので、ご利用ください。

Q15　大手の眼鏡チェーン店の場合、店舗ごとの申請になるのでしょうか。また、チェーン店全体で一人の眼鏡作製技能士が在籍していればよいのでしょうか。

申請は店舗ごとになります。眼鏡店一店舗につき、最低 1 名以上の眼鏡作製技能士が在籍（常勤）していることが、申請の前提であり、店舗の掛け持ちはできないことになっています。

Q16　推奨の希望が都道府県眼科医会に上がってきた際、推奨を見送る（反対する）場合でも、日本眼科医会へ申請書の転送は必要でしょうか。

都道府県眼科医会でご判断いただき、「否」としていただいて構いません。申請書の転送は不要ですが、情報だけ日本眼科医会へご報告いただけますようお願いいたします。

Q17　推奨眼鏡店制度を開始する場合は、どうしたらよいでしょうか？

日本眼科医会の医療対策までご連絡ください。日本眼科医会と日本メガネ協会と相談をして、開始時期をご提案いたします。開始の連絡をいただいた都道府県眼科医会と協議して、最終的な開始時期を決定いたします。連絡をいただいてから開始するまでは、概ね２～３か月かかると思います。また、開始が決まりましたら、日本眼科医会からスターターキットを送付いたします。スターターキットを利用して、各都道府県眼科医会の会員に周知をお願いいたします。また、日本メガネ協会からも該当する都道府県の眼鏡店にも周知がなされます。

Q18　各都道府県眼科医会の専用アドレスとは、日本眼科医会推奨眼鏡店制度用のメールアドレスを新たに作成するのが良いのでしょうか？

さまざまなメールが混在することを避けるため、専用メールアドレスをご用意していただくことを推奨しておりますが、人員や経費の面で難しい場合には、既存のメールアドレスをご使用いただいても問題ありません。

Q19　申請がどの程度あると予想されていますか。

現時点では、年間最大 2000 件程度を予想しています。システム上、毎月 1000 件までの処理しかできないため、発行まで６ヶ月程度の猶予をみていただいています。

Q20　一人の眼科医が何店舗まで推奨できますか。

一人の先生が推薦できるのは多くても 3 店舗までにしてください。それ以上の推薦を行いたい場合には日本眼科医会の医療対策担当に事前にご相談ください。

Q21　推奨を希望する店舗が所在する都道府県と、推薦する眼科医が所属する都道府県が違った場合にはどのようにしたらよいでしょうか。

特別な理由がない限り、推奨を希望する店舗のある都道府県眼科医会に所属する眼科医が担当してください。推奨する店舗が所在する都道府県と推薦する眼科医の所属する都道府県眼科医会が別にならざるを得ない場合は、日本眼科医会の医療対策担当に事前にご相談ください。

Q22　眼科医が発行した処方箋を、推奨眼鏡店が無断で変更した場合はどうすればいいですか？

無断で処方を変更した推奨眼鏡店に連絡をしていただき、変更理由を伺っていただき、納

得できない場合には、処方通りに眼鏡の再作を指示してください。その折に、処方変更時には必ず直接連絡を取ってもらうように指導をしてください。それでも、改善が見られない場合は、推奨眼鏡店の取り消しが出来ます。

Q23　推奨することができるのは、どのような眼科医ですか？

推奨ができるのは、日本眼科医会の正会員となります。どうしても正会員の先生の推薦を得られず、日本眼科医会の準会員の先生にしか推薦をいただけない場合は、各都道府県眼科医会会長の判断によりますが、それまでの経緯をしっかりと説明していただきたいと考えています。

Q24　推薦医が他県への異動や推薦医の所属する眼科が閉院となった場合、どうすればいいのですか？

日本眼科医会の医療対策までご連絡ください。日本眼科医会から日本メガネ協会に連絡をして、推薦医が推奨した眼鏡店につきましては、新たな推薦医を探していただき、再度申請を出していただくようになります。